

市内居宅介護支援事業所 御中
鴻巣地域包括支援センター 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長 矢澤 欣子

電動車いす及びプランを引き継いだ際の例外給付の取扱いについて

平素より、本市介護保険行政の推進に際し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、福祉用具の例外給付について、電動車いすの貸与及び地域包括支援センターからの委託等でプランを引き継いだ際の例外給付の取扱いを下記のとおりに定めましたので、お知らせいたします。

なお、今回の取扱いについては、本文書の発出日の翌日から適用するものとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1. 電動車いす貸与の例外給付について

内容：電動車いすに係る以下の①及び、②の手続きを行う際には、利用者の自宅から頻繁に利用する店舗や病院等までの経路を示した地図を添付することとします。

①例外給付の確認申請

②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者としてサービス担当者会議の要点の提出

2. 地域包括支援センターからの委託等でプランを引き継いだ際の例外給付の取扱い

内容：例外給付期間内の福祉用具貸与について、再度その必要性を検討し、必要と判断された場合には従前の例外給付の確認申請において決定された給付期間を引き継ぐものとし、再度の申請は不要とします。また、委託先から包括支援センターの直営に戻った場合や、居宅介護支援事業所間での引継ぎにおいても同様の扱いとします。

なお、再検討を行った際の記録は残しておくものとします。

【問い合わせ】

健康福祉部介護保険課

事業者担当 島村

TEL：048-541-1321（内2679）